

提供年月日	平成30年1月26日
担当部課	市民部 生活安全課
担当者	山田
連絡先電話番号	077-587-6089 (内 2420)

野洲市地域防災計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

野洲市地域防災計画については、現計画が修正された以降の国、県の計画変更等との整合性を図る必要があるとともに、熊本地震等近年の災害の教訓等を生かした実効性のある計画にするため、今年度、庁内や関係機関等の意見を聞き、野洲市地域防災計画の修正作業を実施してきました。今回、野洲市防災会議において野洲市地域防災計画修正（案）がまとまったことから、野洲市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、下記のとおりパブリックコメントを実施します。

記

1. 野洲市地域防災計画の修正概要について

別紙（資料1）のとおり

2. パブリックコメントの実施について

閲覧期間…

2月1日（木）～20日（火）

※各閲覧施設の執務時間内に限る

閲覧場所…

生活安全課、市役所本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、市民活動支援センター、各学区コミセン、人権センター、市民交流センター

※市ホームページでも閲覧可

意見等の提出方法…

閲覧期間内に住所、氏名、意見（様式自由）を記入のうえ、郵送、ファックス、Eメール又は持参のいずれか。

提出先…

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1 野洲市役所 市民部 生活安全課

電話：077-587-6089 FAX：077-587-4033

Eメール：seikatu@city.yasu.lg.jp

その他…

お寄せいただいたご意見は、計画策定の参考とさせていただきますが、個別回答は行いません。

なお、ご意見に対する回答は市ホームページで公表します。

野洲市地域防災計画修正の概要について

1. 趣旨

野洲市地域防災計画について、現計画が修正された平成 25 年 7 月以降の関係法令の改正、国・県・市の動向等を踏まえた修正を行った。

2. 修正方針

- ① 前回修正以降の災害による課題・教訓等の本計画へ反映
- ② 改正された関係法令・上位計画等の本計画への反映
- ③ 市、国、県及び関係機関における組織・機構改変に伴う名称変更等の反映
- ④ 庁内各部署における現行地域防災計画に対する課題を抽出し、本計画への反映

3. 修正の概要

(1) 計画構成変更

現行の地域防災計画は、本編、原子力対策編、資料編で構成としているが、新地域防災計画は、上位計画である滋賀県地域防災計画と同様に、災害別に完結した 4 部構成とした。

(2) 法改正に伴った修正

● 「①土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進」に関する事項の修正

- 土砂災害警戒区域における避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等の追加
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）に対する土砂災害警戒情報の伝達の追加
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載の追加

● 「③水害（洪水・内水）対策の強化」に関する事項の修正

- 想定し得る最大規模の洪水・内水への対策の強化
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の追加
- 適切な避難行動を促す情報伝達
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載の追加

(3) 県の動向に関連した修正

● 「⑨ 地震被害想定の見直し」に関する事項の修正

- 地震被害想定及び避難所受入人数の見直し
- 備蓄食料及び生活必需品の整備目標の見直し

(4) 平成26年7月に改訂した野洲市災害時要援護者避難支援計画と関連して「⑦災害時要援護者（避難行動要支援者）等の要配慮者への支援体制の強化」に関する事項の修正

- 災害時要援護者（避難行動要支援者名簿）名簿の適切な管理
- 社会福祉施設等における防災対策計画や、計画に基づく避難訓練の実施の促進

(5) ⑭市内各部署から収集した現行地域防災計画に対する課題による修正

- 市内各施設の名称修正
- 指定避難所の収容可能人数の見直し
- 福祉避難室の設置基準の見直し
- 災害別の構成変更に伴い、複合災害への対応を追加
- 水防計画との整合を図り、風水害時の配備基準及び配備体制を明記
- 帰宅困難者の対応の見直し

4. 今年度の経緯

野洲市地域防災計画修正の今年度の経緯は、以下の表に示すとおり。

野洲市地域防災計画修正案は、7月の防災会議で修正方針を決定し、修正方針に基づいて修正案を作成した。また、2回の市内意見照会及び関係機関照会で意見を抽出し、修正案に反映した。

表 野洲市地域防災計画修正の今年度の経緯および今後のスケジュール

時期	項目	内容
平成29年7月11日	第1回 防災会議	修正方針の提示・承認
7月	第1回 市内意見照会	現行計画に対する市内各課の意見を収集
8月～10月	修正素案の作成	修正方針及び市内各課意見を反映した野洲市地域防災計画修正素案を作成
10月	第2回 市内意見照会	修正素案に対する意見を収集
11月	修正案の作成	第2回市内意見照会の結果を反映した野洲市地域防災計画修正案を作成
11月～12月	関係機関照会	修正案に対する関係機関の意見を収集
12月19日	第2回 防災会議	関係機関の意見収集結果の確認、協議 修正案の提示・承認
平成30年2月1～20日	パブリックコメント	計画案に対する意見聴取
3月中旬	第3回 防災会議	パブリックコメントの実施結果の報告 野洲市地域防災計画の修正確定

野洲市地域防災計画修正の概要

1. 平成 29 年度 野洲市地域防災計画修正方針

(1) 地域防災計画修正方針

現行の野洲市地域防災計画（平成 25 年 7 月修正）の問題点を整理し、重点的に見直す事項を把握するとともに、前回修正以降に改正された法令等に留意して、計画修正方針を設定した。

＜野洲市地域防災計画（現行計画，平成 25 年 7 月修正）＞

＜国・県・市の動向＞

○国の主な動向

- ・広島市土砂災害（平成 25 年）、鬼怒川の洪水被害（平成 27 年）、熊本地震（平成 28 年）等による課題
- ・災害対策基本法、水防法、南海トラフ地震対策特別措置法等の改正
- ・防災基本計画の修正
- ・防災に関する指針・ガイドラインの策定・改定 等

○滋賀県の動向

- ・滋賀県地域防災計画の修正（平成 29 年 3 月）
- ・滋賀県地震防災プログラム（平成 26 年 12 月改訂）
- ・熊本地震の教訓を踏まえた課題と対応策（平成 29 年 2 月） 等

○野洲市の動向

- ・野洲市の平成 29 年度の組織機構改編
- ・野洲市の社会情勢の変化及び防災対策の変更
- ・野洲市災害時要援護者避難支援計画（平成 26 年 7 月改訂） 等

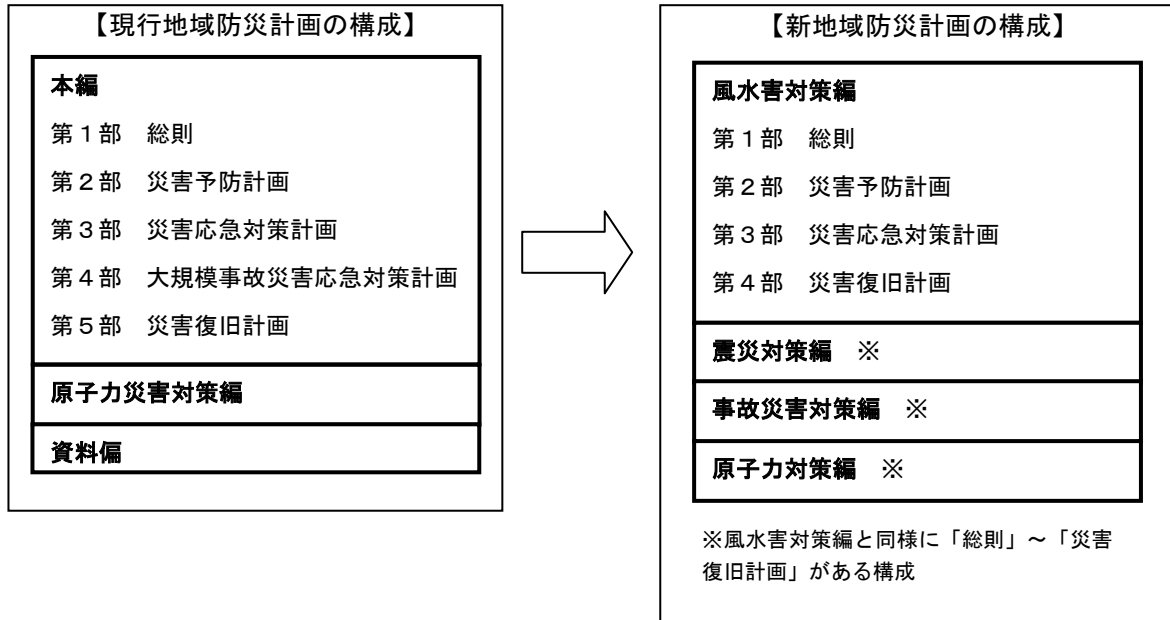
＜野洲市地域防災計画（修正方針）＞

- ① 前回修正以降の災害による課題・教訓等の本計画へ反映
- ② 改正された関係法令・上位計画等の本計画への反映
- ③ 市、国、県及び関係機関における組織・機構改変に伴う名称変更等の反映
- ④ 庁内各部署における現行地域防災計画に対する課題を抽出し、本計画への反映

2. 野洲市地域防災計画修正の概要

(1) 構成変更

- ・ 現行の地域防災計画は、本編、原子力対策編、資料編で構成されている。
- ・ 新地域防災計画は、上位計画である滋賀県地域防災計画と同様に、災害別に完結した4部構成とした。



(2) 修正の概要

主な修正の概要を以下に示す。

① 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

- 土砂災害警戒区域における避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等の追加
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）に対する土砂災害警戒情報の伝達の追加
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載の追加

○土砂災害警戒区域における避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等の追加

【風水害対策編】災害予防計画 P43、【震災対策編】災害予防計画 P69

6. 警戒避難体制の整備

- (ア) 市は、土砂災害警戒区域の指定があった時は、当該警戒区域において、次の事項その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。
 - ・土砂災害に関する情報の収集および伝達並びに予報又は警報の発令および伝達に関する事項

- ・避難場所および避難経路に関する事項
- ・土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ・警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあり、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、これら施設の名称、所在地並びに土砂災害に関する情報、予報および警報の伝達に関する事項
- ・救助に関する事項

(イ) 当該警戒区域において、次の事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布やホームページへの掲載等により必要な事項を住民等に周知する。

- ・土砂災害に関する情報の伝達方法
- ・急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所および避難路その他の避難経路に関する事項

○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）に対する土砂災害警戒情報の伝達の追加

【風水害対策編】災害予防計画 P107、【震災対策編】災害予防計画 P95

2. 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報提供

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条第 4 項に基づき、市は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報連絡体制等を定める。要配慮者利用施設については、施設所管課から各施設へ土砂災害に関する情報を伝達する。

3. 洪水浸水想定区域内の社会福祉施設等への情報提供

水防法第 15 条に基づき、市は、洪水浸水想定区域内の社会福祉施設等への情報連絡体制等を定める。要配慮者利用施設については、施設所管課から各施設へ避難に関する情報を伝達する。

○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載の追加

【風水害対策編】災害予防計画 P107、【震災対策編】災害予防計画 P95

4. 防災対策計画の実効性の確保

社会福祉施設等は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、防災対策計画を作成することとされている。この防災対策計画には自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、防災対策計画等の内容や避難訓練の実施状況について、県、市が施設開設時および定期的な指導監査等の機会を通じ、防災対策計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合いに応じた複数の避難先の確保状況等について確認するよう努める。

② 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進

○南海トラフ地震防災対策推進地域の指定に伴う推進計画の策定（東南海・南海地震防災対策推進計画の見直し）

【震災対策編】総則 P27

第3節 南海トラフ地震防災対策推進計画

本市は、平成25年12月に改正施行された、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（旧：東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法）に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定された。市防災会議は、中央防災会議が作成する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を基本とし、各地域防災計画に今後すみやかに「推進地域」における以下に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- ① 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項並びにその具体的な目標及びその達成の期間
- ② 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ③ 関係機関・関係者との連携協力の確保に関する事項
- ④ その他南海トラフ地震にかかる地震防災対策上重要な対策に関する事項で政令で定められるもの

なお、野洲市地域防災計画における、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第4項の規定に基づく、南海トラフ地震防災対策推進計画の該当箇所を次表に示す。

【震災対策編】災害応急対策計画 P248

第27章 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策計画

過去に発生した南海トラフでの地震では、東海、東南海、南海地震など二つ以上の地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。発生の順序についても、東南海地震が先に発生する場合のほか、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。

このため、市は、南海トラフ地震が数時間から数日間の時間差で発生し、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発の地震に対する対策を検討し実施するよう努めるものとする。

1. 災害の拡大防止対策計画

(1) 危険地域からの避難

市は、後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限った避難の実施を検討する。

数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけたうえで避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定するものとする。

また、このために必要な指定避難所の整備を行うものとし、その整備にあたっては、平常時から活用できる施設とするよう配慮するものとする。

(2) 広域応援計画の策定

県は、次の事項に留意し、広域応援計画を策定するものとする。

- ① 広域応援は、できるだけ後発する地震で被害を受ける恐れが小さい地域から派遣する。

② ②後発する地震により被害を受ける可能性のある地域では、緊急活動要員や物資を確保するよう努め、次の地震発生を想定し、応急対策要員の再配置が可能なように、全体を見据えたプランを作成するよう努めるものとする。

③民間ボランティアなどの救援組織への情報伝達手段の確保、救援派遣要員への連続地震発生時の対応方法についての教育訓練を実施（斜面災害の危険地域に装備は置かない等）するなどの対応策を明確にする。

(3) 応急危険度判定の迅速化

市は、余震等による二次災害を未然防止するため、建築物の応急危険度判定を早急に実施するとともに、建築物の応急危険度判定の結果使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっているという危険性について周知をするものとする。また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地等と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかけるものとする。

③ 水害（洪水・内水）対策の強化

○想定し得る最大規模の洪水・内水への対策の強化

○水害対応タイムラインに基づく取組等の追加

○適切な避難行動を促す情報伝達

○浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載の追加

○想定し得る最大規模の洪水・内水への対策の強化

【風水害対策編】災害予防計画 P35

市は、水防法に基づき、国、県により想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が予想される洪水浸水想定区域の指定があった時は、洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。また、配布したハザードマップ等を活用し、関係住民への周知に努める。

○水害対応タイムラインに基づく取組等の追加

【風水害対策編】災害予防計画 P37

第3節 大規模氾濫減災協議会の創設

国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川においては、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を創設する。水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果について市は、本計画等へ位置づけ、確実に実施することを推進する。

○適切な避難行動を促す情報伝達

【風水害対策編】災害応急対策計画 P146

(5) 広報手段

広報にあたっては次に定める手段を併用し、迅速かつ確実な情報伝達を行う。また、インターネット事業者や携帯電話事業者等多様な手段を複合的に活用した情報提供についても検討す

る。

②交通通信施設が途絶した場合

- ア 防災行政無線による各学区連絡所への通報
- イ オートバイ、自転車、徒歩等による周知
- ウ 自主防災組織、自治会等を通じた連絡、チラシ配布、回覧等
- エ サイレン
- オ ホームページ、SNS 等への掲載
- カ 広報番組（テレビ・ラジオ）による広報
- キ メール配信システム等による広報（携帯通信事業者の緊急速報メール、しらせる滋賀情報サービス「しらしが」、市メール配信サービス等）
- ク Lアラートによる広報

○浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載の追加

【風水害対策編】災害予防計画 P107

第3節 社会福祉施設等における防災体制の強化

洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設は、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現できる避難確保計画を作成し、避難訓練の実施を行う。

2. 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

社会福祉施設の管理者は、災害等の発生による避難に備え、入所者の名簿及び避難（移動）手段及び生活支援に関する個人情報を整えておく。

④ 大規模災害時における道路通行確保対策の強化

- 道路管理者による交通規制を追加
- 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策の追加
- 関係機関、道路管理者間の連携・調整の強化

【風水害対策編】災害応急対策計画 P219、【震災対策編】災害応急対策計画 P178

4. 緊急輸送のための交通の確保

(1) 道路交通規制等

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路啓開等

①道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

②国土交通大臣は、道路管理者である県及び市に対し、知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

⑤ 災害廃棄物対策の対応

- 大規模災害時に備えた災害廃棄物処理体制の整備・強化
- 大規模災害時の仮設のガレキ置き場の設定

【風水害対策編】災害応急対策計画 P226、【震災対策編】災害応急対策計画 P208

(5) 災害廃棄物処理

被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量及び処理可能量等を推計するとともに、平常時に作成した処理計画を基に、処理スケジュールや処理フローを含めて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

市は、災害廃棄物の収集運搬体制を整備するとともに、発生量の推計を基に、必要となる面積を有する仮置場を確保する。仮置場に住民が災害廃棄物を持ち込む場合は、分別収集を周知徹底し、火災等が発生しないよう民間事業者に委託するなどして適正に管理・運営できる人員体制を整備する。

市は、腐敗性廃棄物を優先的に処理し、仮置場などに消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止する。また、廃棄物処理施設や収集運搬経路、仮置場等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災地の生活環境及び公衆衛生の保全を図る。

通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性がある建物について、分別を考慮しつつ、優先的に解体・撤去する。なお、建物の解体・撤去においては、平常時に把握したアスベスト含有建材の使用状況を確認し、情報を関係者に周知する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行う。分別・処理・再資源化にあたっては、廃棄物の種類ごとの性状や特徴等に応じた適切な方法を選択する。

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的にを行い、適正に保管又は早期に処分を行う。

既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、仮設焼却施設の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。

災害廃棄物の再資源化及び最終処分を円滑に進めるため、仮設の破碎機や選別機の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は適切な設置・運営・管理を行う。

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を処分するため、最終処分先を確保する。

災害廃棄物の要処理量と処理可能量を勘案し、処理機関に長期間を要し、計画的な復旧・復興の妨げになると判断される場合は、県や国等と相談の上、広域処理に向けた調整を行う。

⑥ 地域防災力の向上と継続・発展

○地区防災計画

○生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進

○地区防災計画

【風水害対策編】災害予防計画 P101、【震災対策編】災害予防計画 P107

3. 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、策定した自主防災対策を、地区防災計画の素案として市に提案することができる。

市は、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

○生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進

【風水害対策編】災害予防計画 P57、【震災対策編】災害予防計画 P99

②災害時の心得

ア 住宅の点検

イ 屋内の整理点検

ウ 火災の防止

エ 応急救護

オ 非常食料の準備

カ 指定避難所、避難路等の確認

キ 非常持出品の準備

ク 地震保険、火災保険の加入

ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

⑦ 災害時要援護者（避難行動要支援者）等要配慮者への支援体制の強化

○災害時要援護者（避難行動要支援者名簿）名簿の適切な管理

○社会福祉施設等における防災対策計画や、計画に基づく避難訓練の実施の促進

○災害時要援護者（避難行動要支援者名簿）名簿の適切な管理

【風水害対策編】災害予防計画 P106、【震災対策編】災害予防計画 P94

1. 避難行動要支援者名簿の整備

市は、平常時より避難行動要支援者の名簿を作成し、災害時にはそれらの名簿を活用し、警察署、消防署、民生委員・児童委員、住民等の協力を得て、避難行動要支援者に対して、適切な措置をとる。対象者や情報収集の具体的な方法等は、「野洲市避難行動要支援者避難支援計画」によるものとする。名簿は、避難行動要支援者の安否確認、福祉避難所の受け入れ等で利用することを目的とし、福祉班から関係する班及び支援関係機関へ開示するものとする。

また、避難行動要支援者名簿情報は、情報漏えいを防止するため適切な措置を講ずる。

○社会福祉施設等における防災対策計画や、計画に基づく避難訓練の実施の促進

【風水害対策編】災害予防計画 P107、【震災対策編】災害予防計画 P95

第3節 社会福祉施設等における防災体制の強化

洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設は、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現できる避難確保計画を作成し、避難訓練の実施を行う。

⑧ 避難所等における生活環境の向上等

○マニュアル、訓練等を通じた避難所の運営管理に必要な知識の普及

○避難所運営にあたり専門家との定期的な情報交換

○マニュアル、訓練等を通じた避難所の運営管理に必要な知識の普及

【風水害対策編】災害予防計画 P58、【震災対策編】災害予防計画 P100

3. 職員に対する防災教育

(1) 防災教育の実施

市は、市職員の研修内容に防災に関する事項を取り入れる他、必要に応じて、気象、非常無線通信等に関する講習会等を開催する。また、講習会等では、内閣府の「男女共同参画の視点からの災害・復興の取組指針」に基づく指定避難所運営の教育を行う。

○避難所運営にあたり専門家との定期的な情報交換

【風水害対策編】災害予防計画 P113、【震災対策編】災害予防計画 P92

(1) 運営管理体制の構築

各避難所運営管理者は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。指定避難所を地域住民や自主防災組織が中心となって管理・運営できるよう、平常時から自主防災組織や施設管理者等との連携を図り、各自の役割分担を明確化する等努めるとともに、必要に応じ県や他の市町に対して協力を求めることを検討する。

また、市及び各避難所運営管理者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

⑨ 地震被害想定の見直し

○地震被害想定及び避難所受入人数の見直し

○備蓄食料及び生活必需品の整備目標の見直し

○地震被害想定の見直し及び避難所受入人数の見直し

【震災対策編】総則 P24

- ・ 想定人的被害：死者 48 人、負傷者 739 人程度
- ・ 想定建物被害：全壊 847 棟程度、半壊 3,594 棟程度
- ・ 避難所生活者（全避難者）：4,843 人（9,686 人）程度

○備蓄食料及び生活必需品の整備目標の見直し

【風水害対策編】災害予防計画 P85、【震災対策編】災害予防計画 P85

■備蓄食料及び生活必需品一覧

品名	現有数	整備目標
毛布	3,770	5,000
非常食（乾パン、アルファ化米等）	11,428	19,200

⑩ 受援の体制整備

- 災害時のボランティア受入体制の整備
- 受援計画の策定

○災害時のボランティア受入体制の整備

【風水害対策編】災害応急対策計画 P255、【震災対策編】災害応急対策計画 P237

3. ボランティア受入れ体制

ボランティアの受入れは、市災害ボランティアセンターが窓口となり、野洲市社会福祉協議会ボランティアセンターに事務局を設置し、活動内容や派遣所等を勘案のうえ、福祉班、県災害ボランティアセンターとの連携を図りながら受入れ及び派遣調整を行う。

○受援計画の策定

【震災対策編】総則 P29

第4節 （仮称）滋賀県地震防災プラン

1. 平成 28 年熊本地震の教訓を踏まえた課題と対応策の整理

平成 28 年 4 月 14 日（木）21 時 26 分頃、熊本県で発生した地震（前震：M6.5）および同年 4 月 16 日（土）1 時 25 分頃、同地方で発生した地震（本震：M7.3）により、熊本県上益城郡益城町では最大震度 7 を 2 度観測した。

県は、関西広域連合や国機関等からの要請に応じ支援を行ったが、これらの支援を通して把握した熊本地震の教訓をもとに地震対策の一層の充実・強化を図るため、部局横断的なプロジェクトチームを設置し、本県の地震対策の課題をとりまとめ、その対応策を検討し下記の 3 項目を柱に整理された。

今後、継続して地震対策を進めるとともに、今回整理した資料を基礎として、事業の実施や各種計画やマニュアル等に反映するなど地震対策の充実・強化に取り組むよう努めるものとする。

なお、復旧・復興対応は、今後、個々の施策において検証、反映されるものとして含まれていない。

①受援と市町への支援

ア 受援

a. 受援計画

イ 市町への支援

a. 指定避難所運営支援

- b. 被害認定業務支援
- c. 応急危険度判定業務支援
- d. 避難のあり方
- e. 要配慮者対策支援
- f. 水道応急対策支援

②被災者支援

ア 被災者支援

- a. 指定避難所運営
- b. 要配慮者対策
- c. 指定避難所となっている県有施設の機能維持
- d. 被災地の住環境等

イ 物資支援

③ 自助、共助、公助の取り組み

④ ア 自助、共助

- a. 自助支援
- b. 共助支援

イ 共助支援 ・ 県有施設等の機能確保

- a. 県有施設等の整備
- b. 計画やマニュアル等の見直し
- c. 応急復旧等対策

2. (仮称) 滋賀県地震防災プラン

県は、熊本地震等の教訓から明らかになった新たな課題に、集中的に対応するため、ハード・ソフト両面の地震対策の基本的な考え方、スケジュール等について定める(仮称)滋賀県地震防災プランの策定を進めている。

市は、(仮称)滋賀県地震防災プランより、県及び民間団体等との連携を強化し、受援体制の整備に努める。

⑪ 遺体処理の適正化

○遺体処理の適正化(火葬場の耐震化、遺体安置所の設定)

【風水害対策編】災害応急対策計画 P214、【震災対策編】災害応急対策計画 P153

(2) 行方不明者の捜索及び遺体の収容

行方不明者の捜索及び遺体の収容は、市本部等が県警察、消防、自衛隊等防災関係機関と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。

また、行方不明者を発見するために受付窓口を設けて情報収集を図ると共に、身元不明遺体については写真、特徴等の掲示を行う等、迅速な身元確認に努める。

さらに、遺体安置所、仮埋葬地の選定・確保に努める。

①処理方法

遺体の処理方法は、次に定めるとおりとする。

- ア 遺体を発見した時は、速やかに警察官に連絡し、警察官は医師立会のもとに検死を行う。
- イ 検案後遺体を毛布で包み、担架でもって搬送車で遺体安置所（被害現場近くの公共施設又は寺社等）に搬送し、収容する。
- ウ 遺体は、遺体安置所に到着順に仮安置する。
- エ 仮安置した遺体を医師と看護師の指示を得て洗浄、縫合及び消毒等の処理を行う。
- オ 遺品を整理のうえ、ドライアイス等を入れて納棺する。
- カ 性別、推定年齢及び遺品等を遺体処理台帳に記載して遺体安置所に掲出する。
- キ 身元確定の遺体については、遺族に引き渡す。
- ク 身元が明らかでない遺体は、行旅死亡人として取扱う。

②遺体処理に関わる手続き等

収容棺及び納棺に際して必要な物品（ドライアイス、ローソク、線香等）は、市内外の葬儀業者から調達する。

③遺体の引渡し

警察は、身元が明らかでない遺体、身元は明らかであるが遺族等のない遺体及び引取りが著しく遅れる遺体は、市本部に所持品とともに引き渡す。

⑫ 復旧対策の強化

- 住宅被害認定調査に関する体制の強化
- り災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討
- 被災者生活再建支援制度（平成 28 年 6 月）の計画方針、計画内容の追加
- 被災者の被害の状況や支援状況等を集約した被災者台帳の作成を検討

○住宅被害認定調査に関する体制の強化

【風水害対策編】災害応急対策計画 P243、【震災対策編】災害応急対策計画 P130

②応援要請の手続

市は、県に応援の要請又は応援のあつ旋を求める場合は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

市は、特に、熊本地震の教訓を踏まえ、家屋被害認定やり災証明書の発行等、被災地の早期復興と被災者の生活再建に必要な不可欠な業務への支援について、県と協力し基本的な考え方等を整理し推進するものとする。

○り災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討

【風水害対策編】災害復旧計画 P263、【震災対策編】災害復旧計画 P251、

【事故災害対策編】災害復旧計画 P59

1. り災証明書の発行

り災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって、必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に、市長が確認できる範囲の被

害について証明するものである。市は、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部を定め、住家被害の調査の担当者の育成、県の協力や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、市は、効率的なり災証明書の交付のため、被災者支援システムの活用について検討するものとする。

○被災者生活再建支援制度（平成 28 年 6 月）の計画方針、計画内容の追加

【風水害対策編】災害復旧計画 P266、【震災対策編】災害復旧計画 P254

【事故災害対策編】災害復旧計画 P62

5. 被災者生活再建支援金の支給計画

自然災害によって生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた地域において被災住民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、もって地域の維持発展を図るため被災者に対し、支援金を支給する。

(1) 被災者生活再建支援法（以下この項において「法」という。）に基づく支援金の支給

(2) 滋賀県被災者生活再建支援制度による支援計画

○被災者の被害の状況や支援状況等を集約した被災者台帳の作成を検討

【風水害対策編】災害復旧計画 P269、【震災対策編】災害復旧計画 P257

【事故災害対策編】災害復旧計画 P65

7. 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

⑬ 市、国、県及び関係機関における組織・機構改変に伴う名称変更等の修正

○本市の組織機構改変による修正

○国、滋賀県における組織機構改変に伴う名称変更及び関係機関の組織名の変更による修正

⑭ 庁内各部署から収集した現行地域防災計画に対する課題による修正

○任務分担の見直し

○公文書ルールに基づいた用語の統一

○市内各施設の名称修正

○指定避難所の収容可能人数の見直し

○福祉避難室の設置基準の見直し

○災害別の構成変更に伴い、複合災害への対応を追加

- 水防計画との整合を図り、風水害時の配備基準及び配備体制を明記
- 帰宅困難者の対応の見直し

○福祉避難室の設置基準の見直し

【風水害対策編】災害予防計画 P111、【震災対策編】災害予防計画 P90

(2) 福祉避難所（福祉避難室）の指定等

災害発生時には一般の避難所生活が困難である要配慮者のために、一般の指定避難所に区画された部屋を「福祉避難室」として設ける。市は、福祉避難室では避難生活が困難な要配慮者を想定し、国の「指定避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に、特別の配慮がなされた「福祉避難所」を指定する。民間施設等であって必要な場合は協定を結ぶ等設置に向けた推進を図る。また、ケアを行う専門的な支援員の設置を行う。

なお、福祉避難所の設置にあたって、社会福祉施設や特別支援学校等の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、民間の旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げる等の検討を行い、柔軟に対応する。

○災害別の構成変更に伴い、複合災害への対応を追加

【風水害対策編】災害予防計画 P115、【震災対策編】災害予防計画 P98

第17章 複合災害予防計画

第1節 複合災害に対する備えの強化

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における対応について、平素から備えを充実するとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じるよう努める。

1. 複合災害時の災害応急体制の整備

市は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画を見直し、備えを充実する。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるよう努める。

2. 複合災害時の災害応急体制の整備

市は、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の訓練の実施に努める。

○水防計画との整合を図り、風水害時の配備基準及び配備体制を明記

【風水害対策編】災害応急対策計画 P116

1. 風水害等発生時の初期活動体制

本市における災害対策活動は、風水害や土砂災害の規模や被害の状況に応じて、下図のとおり実施するが、下記の条件に満たない場合においても、被害状況を判断のうえ、関係機関と調整して状況に即した災害対策活動を実施する。

■表 動員体制及び配備基準一覧

配備基準	配備体制	配備内容
次の気象、洪水等注意報が発表された時。 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪注意報 河川の水位が水防団待機水位に到達したとき。 ・日野川：1.8m ・野洲川：2.5m	警戒1号体制 責任者：都市建設部次長 ・水防指導班（道路河川課）の3班体制	防災担当課による情報連絡活動が円滑に行える体制
次の気象、洪水等警報が発表され、河川の水位が上昇してきた時。 ・暴風警報 ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報 ・水防警報 河川の水位が氾濫注意水位に到達した時。 ・日野川：3.0m ・野洲川：3.5m 台風が接近し、本県に襲来が予想される時。 火災警報が発せられ、市長が必要と認めた時。	警戒2号体制 責任者：市民部長（危機管理監） ・水防指導班及び「水防計画編成表」の水防班	警戒体制を強化し、事態の推移により災害対策本部等の設置に備える体制 水防指導班と「水防計画編成表」の水防班長が協議し、情報収集及び水防活動等を行う。
・事態が切迫し、危険性が大きく、警戒体制では処理しかねる認められる場合 ・河川の水位が避難判断水位に到達した時。 ・日野川：3.8m ・野洲川：4.3m ・土砂災害警戒情報が発表された時	災害警戒本部体制 責任者：副市長 ・災害対策本部体制各班 ・水防班員の半数	警戒体制を強化し、事態の推移により現地活動が出来る体制。状況により小規模の災害対策を実施する。 福祉班・広報班等
・火災や水害等の災害が発生した時。 ・河川水位が氾濫危険水位に到達した時。 ・日野川：5.1m ・野洲川：4.8m ・特別警報が発表されたとき。	災害対策本部体制 責任者：市長 ・職員全員	全職員が関係部班に分かれて情報連絡活動及び災害応急対策を実施する体制。本部の全力をあげて適切な災害対策活動に当たる。

○帰宅困難者の対応の見直し

【風水害対策編】災害応急対策計画 P214、【震災対策編】災害応急対策計画 P245

(1) 帰宅困難者への支援の実施

① 帰宅困難者への情報提供

県本部や市本部は、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達する。

■ 帰宅困難者に伝える情報の例

- ・被害状況に関する情報（建物被害、警報発表状況、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行情報、復旧の見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

② 一時滞在施設の確保

市本部や鉄道事業者等は、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、指定避難所として開設していない公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼び掛け、幅広く安全な施設を確保するように努める。なお、受け入れにあたっては、要配慮者の受け入れを優先する。また、民間施設については協定等により確保に努める。